

# 徳川慶喜と謡曲(二)

——明治十年から明治十六年松本金太郎上京まで——

## 飯塚恵理人

### はじめに

前回では、松本金太郎が静岡移住後、徳川慶喜の謡曲の稽古に出ていることについて、『徳川慶喜邸日誌』(以下『日誌』と略称)の明治九年の記事を中心に見てきた。本稿では、それに続く明治十年から明治十六年六月までの松本金太郎の出仕記事を検討し、明治初期の能楽界と華族との謡曲についての関わりについて考えたい。

### 一 『日誌』に載る松本金太郎出仕記録

戸定歴史館に昨年何回か調査に行き、『日誌』の関連部分をコピーさせていただいたのだが、「金太郎」にこだわって検索したので「松本」と姓のみで載るものについての調査は不十分であり、今後出仕した回数や期間が増える可能性もある。明治十年・十一年における松本金太郎の職務内容は、慶喜の謡の相手と「謡講」のための指導

者としての性格が強い。「御断」連絡のあった日を除き、実際に出仕した日数と、各月の謡講の回数を書くこと以下のようになる。

明治十年一月(二十六日出仕。謡講は十二日・二十一日・三十日の三回。)二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。七日 金太郎出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十二日 御謡講二付、郵上・宇田川・飯室・松本出ル。十三日 午後村上・松本・御謡御相手二出ル。十四日 金太郎出ル。十六日 金太郎出ル。十七日 金太郎出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 御謡講二付、村上・宇田川・飯室・松本出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九日 金太郎御断二相成ル。三十日 御謡講二付、宇田川・村上・飯室・松本出ル。三十一日 金太郎出ル。

明治十年二月(二十四日出仕。謡講は十六日・二十六日の二回。)一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四

日 金太郎出。五日 金太郎出ル。六日 金太郎出ル。七日 金太郎出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 本日御謡講御延引。御楊弓被遊候二付、御相手二宇田川・村上・飯室・松本出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十六日 御謡講二付、宇田川初四名出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 午後三時頃より村上真・金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 金太郎今日より兩日休憩之事。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎出ル。廿六日 御謡講二付、例之通四名出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。

明治十年三月（二十九日出仕。謡講は五日・十四日の二回。）一日 金太郎出ル。二日 金太郎御稽古ニ出ル。三日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。五日 御謡講二付、例之通、四名出ル。六日 金太郎出ル。七日 金太郎出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。御謡講二付、宇田川・村上・松本・飯室罷出ル。十五日 金太郎出ル。十七日 金太郎出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 金太郎出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九日 金太郎出ル。三十日 金太郎出ル。三十一日 金太郎出ル。

明治十年四月（三日出仕。謡講は三日の一回。）一日 金太郎出ル。二日 午後より御前・奥方様浅洲江被入御供、守義・猛雄・金太郎。三日 御謡講二付、例之通四名出ル。四日 金太郎今日より当分御稽古ニ罷出事。

明治十年五月（十九日出仕。謡講は二十三日の一回。）十一日 金太郎出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日

金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十六日 金太郎御断ニ成ル。十七日 金太郎出ル。十八日 松本・村上、御謡御相手二出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 金太郎出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 御謡講二付、金太郎・昌盈・真、并猛雄・為三郎・金吾、御相手ニ罷出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎御断。廿六日 例刻より金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九日 金太郎出ル。三十日 金太郎出ル。三十一日 東京より溝口勝如到着二付被罷出。金太郎・真出ル。

明治十年六月（二十四日出仕。謡講は一日・三日・六日・十六日・二十一日・二十五日の六回。）一日 御謡講二付、勝如殿初メ、宇田川・村上・松本・飯室罷出ル。二日 例之通、金太郎出ル。三日 御謡講二付、勝如殿始メ、例之四名出ル。四日 明日御謡講之処、御不例二付、御延引之事。五日 金太郎出ル。六日 勝如殿始、例之四名御謡講二付出ル。八日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十六日 御謡講二付、例之通四名出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿一日 御謡講二付、宇田川・村上・飯室・松本罷出ル。廿二日 昼飯迄宇田川・村上・松本等出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 御謡講二付、例之通四名出ル。廿七日 御雇人十六名出ル。右二付宇田川共四名出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九日 金太郎出ル。三十日 金太郎出ル。

明治十年七月（二十六日出仕。謡講は二十八日の一回。）一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。六日 金太郎出ル。七日 金太郎出ル。来ル十日清水へ御網ニ被為入候。右二付、輔之、右へ申遣ス。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。

十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十六日 午後六時過ぎ、奥方様浅間社へ被為入候。御供、猛雄・覚・金吾・管・金太郎。金太郎御稽古ニ出ル。十七日 金太郎出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿一日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎用事有之二付御断。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 御謡講ニ付、宇田川初四名出ル。廿九日 金太郎御断。三十日 金太郎出ル。三十一日 軽業拜見被して松本・村上出ル。

明治十年八月(十八日出仕、謡講は十六日の一回。)一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。三日 村上・松本、御謡御相手ニ出ル。四日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。六日 金太郎出ル。七日 池田慶治様去ル三日御逝去被遊居、西京より電報有之候ニ付、為□□福吉町并新小梅町より到来。昨日御謡講之処、前条ニ付御延引相成右ニ付宇田川始へ申遣ス。松本へ当分御稽古無之旨申遣候。十三日 本日より御稽古ニ金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十六日 御謡講ニ付、例之三名、飯室御断。十八日 御謡御相手として村上出ル。金太郎例之通。十九日 金太郎出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿八日 午後一時御男子様御出生被遊候。右ニ付、本日金太郎出殿之儀、御断ニ成ル。三十一日 金太郎出ル。

明治十年九月(四日出仕、謡講なし。)一日 金太郎出ル。三日 御七夜ニ付、柏魚より松魚、箱□ス。前条ニ付、学而金太郎・真・□□助、御前ニて被下。御出生様御事樽様与御名付被遊事。四日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。九日 二品内親王薨去ニ付、御前御忌服之儀御伺相成候処、五十日之御忌被為受候様東京より申越相来候事。右ニ付、御屋敷内鳴物等五十日之間御遠慮申上候事。

明治十年十月(六日出仕、謡講なし。)一日 御稽古ハ金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 奥方様浜辺江被為入。御供守義・猛雄・実・金太郎。御帰殿五時。夜二至リ、金太郎御謡御相手ニ出ル。廿九日 金太郎出。三十日 金太郎出ル。

明治十年十一月(二十六日出仕、謡講なし。)二日 金太郎出ル。三日 金太郎・鎌三出ル。四日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。六日 金太郎出ル。七日 金太郎出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出。十日 金太郎御稽古ニ出ル。十一日 金太郎御断。十二日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 お鐵様御祝ニ付、小栗・宇田川・飯室・松本・倉持常助・相原・国友出ル。御前御酒被下有之。并晰しか出ル。十六日 金太郎出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 金太郎出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 直并金太郎共出ル。廿五日 十二時より御前・奥方様・御子様方浅間江被為入。御供、奥女中一統・猛雄・実・小栗尚三・金太郎・守義、御帰殿午後十時過。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九日 金太郎出ル。三十日 金太郎出ル。明治十年十二月(二十日出仕、謡講は三日・五日・六日・十五日の四回。)一日 金太郎出ル。三日 御謡講ニ付、勝如殿・宇田川・飯室・松本出ル。五日 御謡講ニ付、勝如殿并宇田川・松本出ル。六日、御謡講ニ付、勝如殿・宇田川・飯室・松本出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十五日 御謡講ニ付、宇田川・松本出ル。十六日 十一時より小坂村江被為入御帰殿六時。御供、奥一同并猛雄・為三郎・実・金太郎・昌盈・久蔵。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日

金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。

明治十一年一月（二十一日出仕。謡講は五日の謡始と二十九日の二回。）二日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。五日 御謡始二付、宇田川・村上・松本・飯室出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十八日 金太郎出ル。廿日 金太郎拜参。廿一日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿六日 宇田川へ来ル廿九日御謡講之趣申遣ス。金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 宇田川・松本出ル。廿九日 御謡講御催二而、荻原・石川・高月・宇田川・飯室・松本・村上出ル。三十日 石川・荻原・宇田川・松本、皆々御礼二出ル。松本え御稽古之為謝儀、御両方様より金三十円被下之。

明治十一年二月（二十一日出仕。謡講は五日・十七日の二回。）一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。五日 御謡講二付、例之通宇田川始罷出候。七日 金太郎出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎并真、御謡御相手二罷出。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十七日 御謡講、例之通宇田川他出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 金太郎出ル。廿二日 奥方様大ニ御不快二付、金太郎御稽古断。廿三日 金太郎前同断。廿四日 金太郎出ル。廿五日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。明治十一年三月（二十七日出仕。謡講は二十一日の一回。）一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。七日 金太郎出ル。八日 金太郎御断。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太

郎出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十六日 金太郎出ル。十七日 金太郎出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿一日 御謡講御催し二付、清叟・金太郎・真出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿五日 金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿七日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九日 金太郎出ル。三十日 金太郎出ル。

明治十一年四月（二十一日出仕。謡講は十九日の一回。）一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四日 午後三時過奥方様浅間被為入、御供守義・猛雄・実。御帰殿七時。金太郎出ル。同行、御供致候。五日 桜樹盛二付、宇田川・飯室・村上・松本・柳原御招れ被成酒肴被下。七日 芸人罷出候二付、宇田川・村上・飯室・松本・茂木出ル。九日、金太郎出ル。十日、金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十四日 金太郎出ル。十六日 金太郎出ル。十七日 金太郎御断。十八日 金太郎出ル。十九日 御謡講二付、宇田川・村上・飯室・松本出ル。廿日 金太郎出ル。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出。廿五日 金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿九日 金太郎出ル。三十日 金太郎出ル。

明治十一年五月（二十三日出仕。謡講は十三日と二十日の二回。）一日 金太郎出ル。二日 金太郎出ル。四日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。八日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十一日 金太郎出ル。十三日 御謡講二付、宇田川・村上・飯室・松本出ル。十四日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。十六日 金太郎出ル。十九日 囲碁御相手二村上出ル。并金太郎出ル。溝口勝如殿到着二付罷出ル。御謡有之。廿日 御謡講二付、勝如殿・宇田川・村上・松本出ル。宇田川へ御筆被下。廿二日 金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 午前三時よ

り有渡山へ被為入被、御供猛雄・金太郎・久蔵。御帰殿午後五時過。  
廿五日 金太郎出ル。廿六日 奥方様御始、御子様浅間社宮入。  
御供実・金太郎・すか、御帰殿五時過。廿七日 金太郎出ル。廿  
八日 金太郎出ル。并実御囲碁御相手ニ出ル。廿九日 金太郎出  
ル。三十一日 金太郎出ル。

明治十一年六月(九日出仕。謡講は十三日の一回。)一日 金太郎  
出ル。二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。四日 金太郎出  
ル。七日 金太郎歯痛ニ付御断。九日 金太郎出ル。十日 金太  
郎出ル。十一日 金太郎出ル。十二日 金太郎出ル。十三日 御  
謡講ニ付、宇田川・村上・松本出ル。

明治十一年七月(十六日出仕。謡講は八日の一回。)八日 御謡講  
有之。閑亭様と共、宇田川・村上・飯室・松本出ル。十日 金太郎  
帰国後本日今御稽古ニ出ル。十一日 金太郎出ル。十二日 金太  
郎出ル。十三日 金太郎出ル。十四日 松本出ル。十七日 金太  
郎出ル。十八日 金太郎出ル。十九日 金太郎出ル。廿日 金  
太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿四日 金太郎出ル。廿五日  
金太郎出ル。廿六日 金太郎出ル。廿八日 金太郎出ル。廿九  
日 金太郎出ル。

明治十一年八月(十五日出仕。謡講なし。)一日 金太郎出ル。  
二日 金太郎出ル。三日 金太郎出ル。五日 金太郎出ル。六  
日 金太郎出ル。九日 金太郎出ル。十日 金太郎出ル。十二  
日 金太郎出ル。十三日 金太郎出ル。十五日 金太郎出ル。  
十七日 今晩一時、御女子様御出生被遊候。右為観飯室・松本出ル。  
十九日 加藤半村・佐山三水・小山築山・倉持謙三・村上真、松本  
金太郎、囲碁御相手ニ出ル。御看出候事。廿三日 金太郎出ル。  
廿六日 金太郎出ル。廿九日 金太郎午前出ル。

明治十一年九月(十四日出仕。謡講なし。)二日 午前金太郎出ル。  
四日 金太郎出ル。五日 午後六時、奥方様、御子様方御廻□阿部

川へ火砲御見物□被為入。御供□金寿、其外奥女中・金太郎御  
供ス。御帰殿八時二十分。八日 金太郎出ル。十日 午前金太郎  
出ル。十二日 午前金太郎出ル。十四日 午後七時より金太郎出  
ル。十六日 金太郎、午前・午後両度出ル。十八日 午前・午後金  
太郎出ル。廿日 金太郎出ル。廿二日 午前金太郎御稽古ニ出  
ル。廿四日 午前金太郎出ル。廿六日 常見・松本、日当御雇ニ  
相成候事。本夜泊りとして村上・松本出ル。廿八日 金太郎御謡  
稽古ニ出ル。廿九日 午前松本出ル。村上・松本、泊り出ル。

明治十一年十月(十三日出仕。謡講なし。)一日 金太郎午前出ル。  
夜泊り、村上・松本。三日 泊番、村上・松本(十月三日に盗賊逮  
捕の記事。十月四日に盗賊の名榎田利右衛門と記される。)五日  
金太郎御断。泊番。常見・松本。邨上も亦不快ニ付、松本へ頼候。  
七日 午前金太郎御稽古ニ出ル。十八日 午後金太郎御稽古ニ出。  
十九日 午前金太郎御稽古ニ出。廿日 小笠原・加藤・倉持・小山・  
佐山・松本出ル。廿一日 金太郎、御謡午前出ル。廿二日 午後  
六時過より金太郎出ル。廿三日 金太郎出ル。廿七日 金太郎御  
稽古ニ出ル。三十日 金太郎御稽古ニ出ル。三十一日 金太郎御  
稽古ニ出ル。

明治十一年十一月(十一日出仕。謡講なし。)五日 夜二入、金太  
郎御稽古ニ出ル。六日 金太郎御稽古ニ出ル。七日 五時より金  
太郎出ル。八日 午前金太郎出ル。九日 午後金太郎御稽古ニ出  
ル。十日 小笠原・松本出ル。十一日 六時過、金太郎出ル。十  
二日 午前金太郎御稽古ニ出ル。十四日 午前金太郎出ル。十五  
日 午後金太郎御稽古ニ出ル。十八日 金太郎出稽古出ル。御断之  
事。

慶喜邸への、定期的な金太郎の出仕はこれが最後になる。『日誌』  
には明治十二年一月四日に「金太郎出ル。」とあるが、これは挨拶で

あろうし、同年「七月十二日 本日御池漁渉有之。抽光・楽山・金太郎・又八拜見ニ出ル。」というのも、謡曲の稽古ではなく、池の漁の拝見という形である。そして明治十六年六月三日には、「松本金太郎家族引纏東京へ罷越候付、御暇乞ニ出ル。同人儀は先年以來御用被為在別段之儀故、金五円御目録被下候事。」と、餞別として五円貰う記事が載る。

## 二 明治十年前後の慶喜と松本金太郎による謡曲の稽古

慶喜の趣味は謡曲以外に写真・狩猟・囲碁など数多く、どれにも一時集中してのめり込み、その後関心が移って行くという特徴があった。慶喜が謡曲に耽溺した時期が明治九年から十一年末であり、その時期に静岡に移住していた松本金太郎が「御相手」として出たという形である。謡曲の稽古が主であるが、奥方の浅間神社参詣の供を勤めたり、慶喜邸に盗賊の入った後の十一年十月には「泊番」を勤めるなど、雑用も行っていた。

観世清孝など、多くの能楽師は明治八年前後には静岡を離れて上京していた。松本金太郎は、他の能楽師の移住時期から考えて明治二・三年頃に静岡に移住したと考えられるが、静岡に留まっている期間が、他の能楽師よりも長い。松本金太郎の当時の「生業」については、「能楽」明治三十六年一月号に載る「維新後の経歴談」（注）に、「明治維新に就き静岡へ移住して後は第一生計と云ふことに急であたのですから、能楽の修業などは思ひも寄りません、何んでも内職をやらねばならぬと云ふので、同地は竹の名所で竹細工の多い所ですから、竹の笠を編むことの稽古をしたのですが、いや中々其竹を細かく割つてヒゴにする丈けでも容易には出来ず、私がヒゴ

を作つて、妻が編むと云ふ騒ぎでしたけれ共、慣れぬこと故僅か一日に三銭計りの仕事より出来ず、それでも熟練と云ふものは恐しいもので、後には可なり内職になる丈けの事が出来ましたが、漸く覚へた頃、散髪になつて笠は一切売れぬこと、なつてしまひ、再び職業に困る事となり、急に算盤の稽古をして、地租改正係になる試験に出ましたが、石と升との位を取り違へて見事に落第、幸ひに良い引きがあつた故、漸くにして出ることが出来ました、随分此間の糊口の道には苦しみました、此の苦しみが今日早く老衰する原因ですよ、兎角する内に明治十五年となり、芝の能楽堂も出来、追々能楽が流行するから東京へ出て来いと奨められ、先づ一人で上京し、慶喜公の御家扶を勤めて居られた溝口氏の内へ置いて貰ひ、紋付一枚袴一具を貰つて出勤をなし、諸所を走り廻つて稽古などをしましたが、多分此向なら此の道で喰へるであろから、家族も連れて来たいと思ひましたが、先立つ旅費の工面が出来ぬ、其時師匠から親の効勞によつてとの事で三十円貰ひ、溝口氏よりも三十円貰つて、一先づ静岡へ帰りましたが、此金だけでは兎ても上京も出来ず、遂に慶喜公へ御願ひ申旅費を出して貰つて十七年再び上京し、其後此所へ住居をしたのです。」とある。

### まとめ

慶喜は、松本金太郎の個人稽古の他、宇田川・村上・飯室という「相手役」を交えて「謡講」を行つて楽しんでおり、少数で楽しむと言う傾向が強い。明治十年前後も不平士族の反乱が多くあり、立場的に疑われやすいことを踏まえての行動であろう。

松本金太郎は、静岡においての生業として、竹細工の内職と地租改正係を挙げているが、他に仕事をしながら、土地の愛好者に謡曲

を教えるという生活もしていたものと考えられる。松本金太郎の家族を連れての上京時期については、『日誌』では十六年六月に暇乞いに参上しており、この「維新後の経歴談」と一年の違いがある。この点については今後とも調査したい。(次号に続く)

注

『維新後の経歴談』松本金太郎「能楽」第七号 能楽館 明治三十年一月発行 三〇頁 『能楽』1巻 1-9号 昭和六十三年三月復刻発行 第一書房発行所収

追記

松本金太郎が官員名簿に載るかについて「静岡県立中央図書館調査課 一般調査係」に問い合わせさせて頂いた。下記引用のように、資料には載らないとのこと、「官員録に掲載されない職員がどれだけいたかについては不明ですが、『維新後の経歴』から察するに、もしかしたら官員録にも載らないほどの下級官吏だったのかもしれない。」と教えていただいたが、慶喜邸への出仕が形態としては臨時の「雇い」であると同様、官史としての勤めも日当による「雇い」であって、正規雇用ではなかったのではなからうか。調査して下さった静岡県立中央図書館調査課に心より感謝致します。以下、調査課の方から頂いた回答の抜粋を引用する。

・『明治初期の官員録・職員録』(当館請求記号 281.03/138 貸出禁止資料) 全6巻。慶應4年〜明治19年の官員名簿です。かなり下級の役職まで掲載されていますが、松本金太郎の名前はありませんでした。

・『全国官員録 明治9年2月』(当館請求記号 281.03/137 貸出可能資料) 静岡県議会議事務局調査課が編集した資料ですが、松本金太郎の名前はありませんでした。

・『駿府藩官員録 明治2巳年正月新刻』(当館請求記号 S280/15 貸出禁止資料) 松本金太郎の名前はありませんでした。

・『静岡県官員録』(当館請求記号 S312/2 貸出禁止資料) 松本金太郎の名前はありませんでした。

・『静岡県官員表(御官員早見) 明治六年一月改正』(当館請求記号 S312/2 貸出禁止資料) 松本金太郎の名前はありませんでした。

・『駿遠地区移住者名簿』(当館請求記号 S280/111 貸出可能資料) 全3巻。松本金三郎、松本欽太郎(欣太郎と訂正あり)はありましたが、松本金太郎の名前はありませんでした。

補記

貴重な『徳川慶喜邸日誌』の閲覧・調査を許可して下さいます。た松戸市戸定歴史館(〒271-0092 千葉県松戸市松戸714-1)と同館学芸員の齋藤洋一先生に心より感謝致します。また、『徳川慶喜邸日誌』の存在と価値を教えてくださいました長唄杵屋三太郎家家元杵屋三太郎先生に心より感謝申し上げます。本稿は、平成二十一年度日本私立学校振興・共済事業団学術研究振興資金採択研究課題「近代芸能史の研究」による成果の一部となります。

いづつか・えりと／文化情報学部教授

Email: eriko@sugiyama-u.ac.jp